

# 平成21年度税制改正にもとづく生命保険提案 後編

# 自社株にかかる贈与税の 納税猶予制度・経営承継 円滑化法と生命保険

本誌5月号付録小冊子『平成21年度 税制改正と生命保険活用』との連動企画！  
前月号・今月号の2回にわたって、中小企業経営者に小冊子をお届けする際に  
役立つ話法をはじめとした実践的な解説を特集！

前号では、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」（相続税の納税猶予制度）を中心に、  
事業承継に生命保険の活用を提案する際のアプローチ話法を交えて解説してみた。

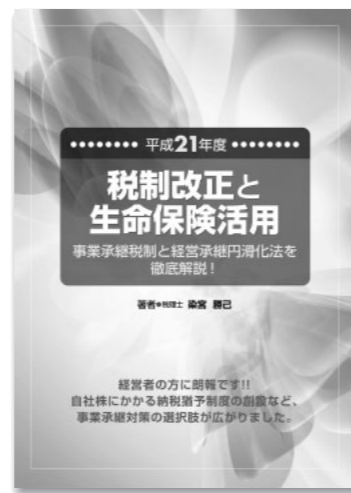
そこで今回は、「取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度」（贈与税の納税猶予制度）と、  
「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（円滑化法）を中心に、話法を交えて解説する。

\*【編集部注】連動企画である小冊子は、平成21年度税制改正大綱を基に執筆されていますが、現時点では税制改正関  
連法案も成立し、施行令等も明らかになりつつあります。本特集では、染宮先生に5月1日時点での最新の動向を盛り  
込んでいただきました。

## 事業承継税制と経営承継円滑化法を徹底解説！

### 平成21年度 税制改正と生命保険活用

経営者の方にお知らせしたい今年度の税制改正のポイントが本になりました。  
事業承継を支援する法律が整備され、すでに施行されていることをご存じですか？  
一定の要件の下、経営者から後継者へ自社株を贈与した際の贈与税、あるいは、  
自社株を相続した際の相続税について、納税が猶予されるようになりました。  
相続の際の遺留分については民法の特例が、事業承継における資金需要には金融支援が  
設けられ、これらもあわせて活用することで、自社株などの事業資産を後継者に  
円滑に承継できるようになりました。詳しくは、本書をご覧ください。



◆仕様:B5判/36ページ  
◆定価:575円(税込)  
◆著者:税理士 染宮勝己

- 本書の特長
- ①平成21年度税制改正で全貌が明らかになった事業承継税制と、すでに施行となっ  
ている経営承継円滑化法を中心に、中小企業経営者にお知らせしたい今年度の税制改  
正のポイント、具体的かつ徹底的に解説しています。
  - ②自社株にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度を利用する際、あるいは経営承継円滑  
化法の民法の特例を利用する際に、生命保険を効果的に活用する方法を紹介してい  
ます。

## 第1章 贈与税の納税猶予制度の概要

### 贈与税の納税猶予制度の創設で 納税猶予制度がととのう

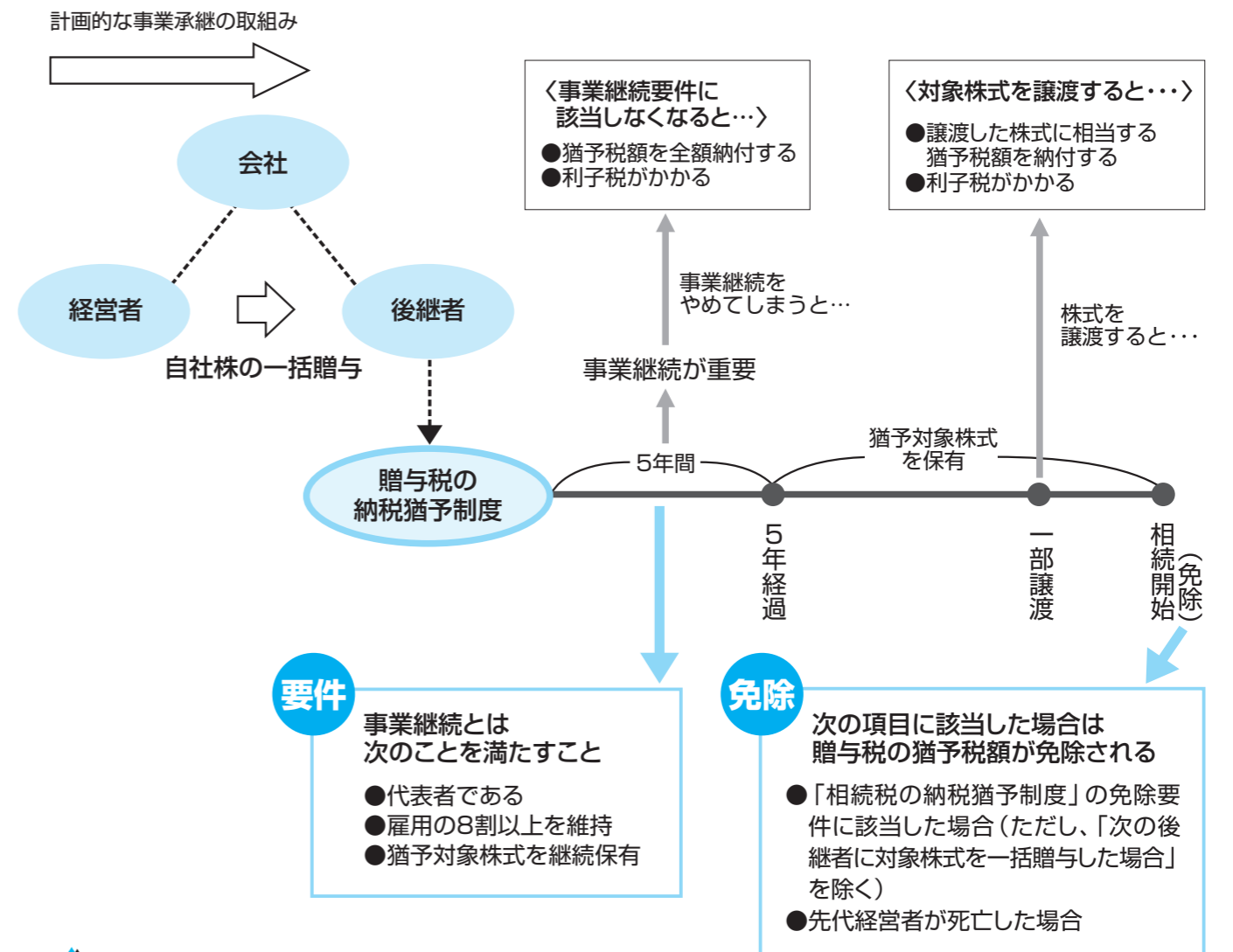
「取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度」  
(以下、「自社株にかかる贈与税の納税猶予制度」または単  
に「贈与税の納税猶予制度」と言う)は、平成21年度税

制改正で創設された制度である。その基本的な仕組みは  
「自社株にかかる相続税の納税猶予制度」と似ている部分  
が多い。制度の概要を図に表すと、図表1のようになる。

制度の詳細は小冊子を参照してほしい。

ここでは、制度の仕組みを踏まえたうえで、生命保険の  
提案にどうつなげるかを解説していく。

■図表1 贈与税の納税猶予制度の全体像



\*「猶予対象株式」については、本誌5月号付録小冊子『平成21年度税制改正と生命保険活用』の20ページを参照のこと。

**緊急告知** 染宮勝己の「生保営業遊税塾」  
「新・事業承継税制 “ぶわっ” と販売話法」  
～小冊子とベストプランナーでお客さまを掴め!～

本誌5月号・6月号の特集記事を執筆いただいた染宮先生によるセミナーが開催されます。新・事業承継税制のもと、生命保険を販売するための効果的な話法について、わかりやすく解説。6月23日(火)東京の予定。詳しくは、44ページの情報掲示板をご覧ください。

## 第2章 「贈与税の全額が納税猶予」の逆読み話法

### 猶予対象とならない 3分の1は課税される

贈与税の納税猶予制度による納税猶予額は、「猶予対象株式にかかる贈与税の全額」と定められている。一見すると、贈与株式にかかる贈与税の全額が納税猶予されるかのように思える。

しかし、実際はそうではない。

ここで注目すべきポイントは、「贈与した株式にかかる贈与税の全額」ではなく、「猶予対象株式にかかる贈与税の全額」という点である。

贈与税の納税猶予制度の対象となる株式（以下、「猶予対象株式」と言う）は、相続税の納税猶予制度における「特例適用株式」と同じく

### その法人の発行済株式総数の 3分の2を上限とする

と定められている。

さらに、

### この3分の2には、贈与等により後継者が すでに保有している株式を含む

とも定められている。

贈与税の納税猶予制度による猶予税額は「発行済株式総数の3分の2にかかる贈与税額」が上限であり、贈与株式にかかる贈与税の全額が納税猶予されるわけではない。

## 第3章 贈与税の納税猶予制度と 相続税の納税猶予制度の関係

### 「贈与」しても相続税の課税対象になる？

贈与税の納税猶予制度には、相続税の納税猶予制度とは異なる免除要件がある。それが「先代経営者が死亡した場

「3分の2が納税猶予の対象になる」ということは、逆に言えば、「3分の1は贈与税が課税される」ということである。

「全額納税猶予されるから、贈与税の心配は要らない」というわけにはいかないのである。

つまり、「発行済株式総数の3分の2までの一括贈与にかかる贈与税は、全額納税猶予される」ということである。

従って、贈与税の課税を避ける場合には、経営者は所有している株式を全株贈与するのではなく、「3分の2制限」の範囲内の自社株だけを一括贈与することが大切である。

言い方を変えると、贈与税の課税を避けたい場合には、発行済株式総数の3分の2までは一括贈与し、残りの3分の1は相続開始まで所有しているか、暦年贈与で毎年少しずつ贈与していくという方法も考えられる。

### 「贈与税の全額が納税猶予」の 逆読み話法例

「贈与税の納税猶予制度を活用しても、自社株全部を無税で贈与できるわけではありません」

「贈与税の納税猶予制度にも“3分の2制限”があることに注意が必要です」

「全株を一括贈与される場合、発行済株式総数の3分の1には贈与税がかかります」

「すでに後継者に自社株を贈与していた場合、猶予対象株式が少なくなります」

合」である。

しかし、この「先代経営者が死亡した場合」は、贈与税の猶予税額が免除されるだけではない。先代経営者の死亡によって贈与税の猶予税額が免除される場合は、次のように定められている。

このように、後継者の現在の株式の所有状況によっては暦年贈与と比較した上で制度の適用を検討する必要がある。どちらを選択するかによって、納税資金を用意するタイミングや必要額が異なるので、その会社の選択に合わせた納税資金の準備が大切である。

### 「贈与税の納税猶予制度」と「暦年贈与」 の違いに着目した販売話法

「贈与税の納税猶予制度を使った場合も、贈与した株式は、将来、相続税が課税されることをご存知ですか？」

「暦年贈与と違い、猶予対象株式は贈与後の経過期間に関わらず相続税の課税対象になるんですね」

「贈与税の納税猶予制度を受けた場合も、相続時のことを考えて納税資金を準備しておくで安心ですよ」

では、「この制度を活用して贈与した場合」と「贈与しなかった場合」の相続開始時の違いを整理しておく（図表3）。

すなわち、自社株の時価がどうなっているかによって、明暗を分けることになる。つまり、次のようになる。

- 贈与時の時価 < 相続時の時価……贈与が有利
- 贈与時の時価 > 相続時の時価……相続が有利

そこで、自社株が将来、値上がり確実であるような場合には、贈与しておくことが有利と言える。

しかし、今回の世界同時不況による株式の下落があると、必ず値上がりするとは言えない場合もある。そのことをきちんと理解して、この自社株にかかる贈与税の納税猶予制度を活用することが大切である。肝心なことは、この制度の目的が単に税金だけの問題ではなく、事業承継の円滑化という重要なテーマにあることを忘れてはならない。

### 贈与税の納税猶予制度の最大の難関は 「役員を退任すること」？

「贈与税の納税猶予制度」と「相続税の納税猶予制度」、それぞれの経営者・後継者要件は8ページの（図表4）のような違いがある。

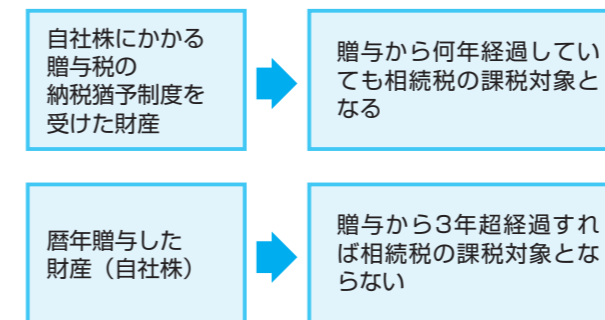
① 先代経営者から後継者に相続があったものとみなして、贈与した自社株を贈与時の時価により他の財産と合算して相続税を計算する

② ①の課税において、「相続税の納税猶予制度」の適用ができる

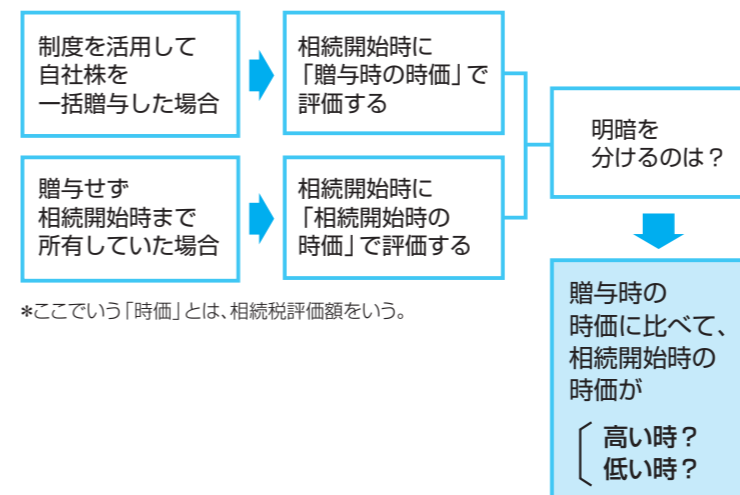
つまり、先代経営者の死亡の際、後継者が猶予対象株式を相続により取得したものとみなして相続税が課税されるわけである。

これは、「暦年贈与」と言われる通常の贈与とは異なっている。暦年贈与の場合、贈与から3年超経過した贈与財産については相続税の課税対象にはならない。しかし、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた自社株は、贈与後の経過年数に関わらず相続税の課税対象になるわけである（図表2）。

■ 図表2 「贈与税の納税猶予制度」と「暦年贈与」の違い



■ 図表3 贈与税の納税猶予制度を活用した場合、しなかった場合の相続開始時の相違点



\*ここでいう「時価」とは、相続税評価額をいう。